

船形コロニー整備事業に係る大規模事業評価「評価書」の要旨

平成28年9月5日
宮 城 県

行政活動の評価に関する条例（平成13年宮城県条例第70号）第10条第1項及び行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年宮城県規則第26号）第21条の規定により、船形コロニー整備事業に係る大規模事業評価の「評価書」を作成した。その要旨については、次のとおりである。

1 対象事業名

船形コロニー整備事業

2 事業の概要

昭和48年に開設した船形コロニー（黒川郡大和町）は、障害者の日常生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく「障害者支援施設」として、地域での生活が困難な重度・最重度の知的障害者を、県内全域から受け入れている。

現在、建物・設備の老朽化が進み、雨漏りや設備配管等の不具合が生じており、また、多くの建物がバリアフリーに対応していないため、入所利用者の移動等に支障がある。更には、居室の多くが相部屋のため、プライバシーを確保できていないことや、一人当たりの居室の広さが、現在、国の基準を満たしていないなどの課題が生じている。

このため、入所利用者の日常生活や入所希望者の受け入れ等に影響が生じており、早期の生活環境の改善を図る必要があることから、現地建て替えによる整備を行うもの。

【参考】 予 定 地：黒川郡大和町吉田字上童子沢21（現地）

敷地面積：466,603.24㎡（うち、整備敷地面積：約38,000㎡）

事業規模：（新設）居住棟及び付属建物（活動、給食、事務管理）

構 造：鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造又は混構造

建 設 費：9,442百万円（※設計段階でコスト縮減を検討）

事業期間：平成28年度から平成35年度まで

3 県民生活及び社会経済情勢に対する効果並びにその把握の方法

船形コロニーは、県立施設としてのセンター機能（セーフティネット、バックアップ、コーディネート）を担う施設であり、高齢化や障害の重度化などにより、地域での生活が困難な重度・最重度の障害者及び利用者家族の方に対し、安全・安心な生活環境を引き続き提供することが可能となる。

なお、事業実施の効果については、大規模事業評価の基準に従い、定性的・定量的に分析し、把握した。

4 評価の経過

平成28年7月12日に当該事業について宮城県行政評価委員会に諮問し、同委員会の大規模事業評価部会においては「評価調書」に基づき2回の審議及び1回の現地調査が行われ、平成28年9月1日に答申を受けた。

5 行政評価委員会の意見

答申では、「事業を実施することは妥当と認める」との意見を受けた。

なお、評価書を作成するに当たり検討すべき事項等として3点の意見が付された。

6 評価の結果

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会における調査審議の経過、県民意見聴取の結果及び上記5の答申を踏まえ、本事業について、行政活動の評価に関する条例施行規則第17条第1項に定める基準に基づき評価を行った結果、本事業を実施することは適切であると判断した。（評価結果の詳細については、「評価書」を参照）

なお、同答申の内容及び県民から提出された意見に対する県としての検討結果は、評価書に記載した。

